

【ドイツ】コロナ危機に対処するための税制支援に関する法律

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

* 2020年6月に接触制限を緩和したドイツでは、購買力を回復させ、即効性のある経済支援を行うため、大規模な減税措置等を実施する2つの法律を制定した。

1 コロナ危機に対処するための減税措置等の経済支援策

2020年6月に入り、接触制限を緩和し、シェンゲン域内国境の暫定的な国境管理を終了したドイツでは、購買力を回復させ、国内需要を喚起するための景気刺激策として、売上税（日本の消費税に相当する付加価値税）の税率引下げ等、大規模な減税措置を導入した。1968年に現在の売上税制度が導入されて以来、暫定的とはいえ税率が引き下げられるのは初めてである。

2020年5月12日に連邦議会に提出された最初の法案が6月5日に連邦参議院で成立したの
に続き、第2の法案が同月16日に提出され、同月29日に成立した。いずれも、連立与党会派
(CDU/CSU 及び SPD) の議員提案により提出され、同年7月1日に減税が実施できるよう、3
月¹及び5月²の新型コロナ関連立法と同様、迅速な立法手続がとられた。

州政府の代表から成る連邦参議院は、附帯決議において、連邦が売上税の税率引下げによる
州及び地方自治体の税収面での損失を埋める約束をしたことについて歓迎の意を表した。ただ
し、現在の法律は、2020年の一部の損失しか対象としていないため、2021年にも連邦は法的に
対応しなければならないと、強く訴えている。なお、今後の厳しい財政状況が見込まれる中、
これらに先立つ5月15日に、議員歳費の例年どおりの引上げを停止する2020年調整手続停止
法³（本誌 p.33 参照）が、連邦議会で全会一致により可決され、6月6日に施行されている。

2 コロナ税制支援法

2020年6月5日に、コロナ危機に対処するための税制上の支援措置を実施する法律（コロナ
税制支援法）⁴が成立し、同月19日に連邦大統領の署名を得て同月29日に公布された。同法は
全6条の条項法⁵で、第1条：売上税法改正、第2条：所得税法改正、第3条：組織再編税法改
正、第4条：公課法施行法改正、第5条：感染症防護法改正、第6条：施行から成る。第5条
の感染症防護法改正のみが2020年3月30日に遡って施行され、他は6月30日に施行された。

連邦財務省によれば、同法の主な目的は、経済発展の持続可能な安定化と雇用の確保である。

主な内容は、次のとおりである。①外食産業及び食品業への売上税の税率引下げ：レストラン

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年7月8日である。

¹ 泉眞樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, pp.4-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488104_po_02830202.pdf?contentNo=1>

² 泉眞樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法（その2）」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.12-15. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512840_po_02840104.pdf?contentNo=1>

³ Gesetz zur Aussetzung des Anpassungsverfahrens gemäß § 11 Absatz 4 des Abgeordnetengesetzes für das Jahr 2020 sowie zur Änderung des Abgeordnetengesetzes (Anpassungsverfahrensaussetzungsgesetz 2020) vom 27. Mai 2020 (BGBl. I S. 1161).

⁴ Gesetz zur Umsetzung steuerlicher Hilfsmaßnahmen zur Bewältigung der Corona-Krise (Corona-Steuerhilfegesetz) vom 19. Juni 2020 (BGBl. I S. 1385)

⁵ 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

ンとケータリングサービスには、売上税の標準税率 19%ではなく、軽減税率 7%が適用される(飲料は対象外)。食料品店、パン屋、肉屋等で販売され、これまで標準税率 19%が適用されていた調理済食品も、軽減税率の対象となる。期間は、2020年7月1日から2021年6月30日までである。②**操業短縮手当(短時間労働手当)に対する非課税助成**：操業短縮手当⁶に充てられる事業主からの支払は、本来の給与との差額の80%まで非課税とされる。非課税扱いとされるのは、2020年2月29日から年末までの支払いに限定される。③**コロナボーナスに対する非課税**：雇用主から支払われる特別手当(コロナボーナス)について、最高1,500ユーロ⁷まで非課税とする。④**保育・介護による親の減収補償の拡大**：保育施設・学校・障害者施設が閉鎖され、子供(障害を持つ子を含む)の保育・介護のために就業できなくなった親への現金給付の期間を延長した。親が被った減収額の67%の補償が、従来の6週間から最長10週間に延長され、さらに、ひとり親は最長20週間に延長された。補償の上限月額は、従来同様2,016ユーロである。これは、感染症防護法第56条改正による規定で、2020年3月30日に遡って施行される。

3 第2次コロナ税制支援法

2020年6月29日には、コロナ危機に対処するための税制上の支援措置を実施する第2次法律(第2次コロナ税制支援法)⁸が連邦参議院で成立し、同日に連邦大統領の署名を得て、翌日30日に公布された。

連邦財務省によれば、同法は、国内需要を喚起するための景気刺激策として、低下した購買力の強化、家庭やひとり親の負担軽減、経済回復促進のための企業支援を主な内容とする。

同法は、全12条の条項法で、第1条及び第2条：所得税法改正、第3条：売上税法改正、第4条：たばこ税法改正、第5条：営業税法改正、第6条：公課法改正、第7条：公課法施行法改正、第8条：研究手当法改正、第9条：連邦児童手当法改正、第10条：財政調整法改正、第11条：児童ボーナスの非算入のための法律⁹改正、第12条：施行から成る。同法のほとんどは2020年7月1日に施行され、その他、研究手当法の改正の一部(第8条第2号)は同年1月1日に遡って施行され、所得税法の2回目の改正(第2条)は2022年1月1日に施行される。

主な内容は、次のとおりである。①**一時的な売上税減税**：2020年7月1日から12月31日までの6か月間、売上税の標準税率は19%から16%へ引き下げられ、食料品や書籍などへの軽減税率は7%から5%に引き下げられる。②**家族向けのボーナス**：親は、児童手当の対象となる子供1人につき300ユーロの児童ボーナス(Kinderbonus)を一時金として受給する。これは課税対象の収入とされるが、社会給付関連では収入に算定されない。③**ひとり親負担軽減**：ひとり親に適用される控除の額が、現在の年額1,908ユーロから、2020年と2021年については4,008ユーロに引き上げられる。④**企業向け支援**：損失を前年の利益と相殺することができる欠損金繰戻しに関して、2020年と2021年は500万ユーロに引き上げられる(合算課税の場合は1000万ユーロ)。企業投資と購入を支援するため、動産の減価償却は2021年末まで拡充される。

⁶ 操業短縮手当については、次を参照。泉 前掲注(1), pp.4-5.

⁷ 1ユーロは約116.6円(令和2年7月分報告省令レート)。

⁸ Zweites Gesetz zur Umsetzung steuerlicher Hilfsmaßnahmen zur Bewältigung der Corona-Krise (Zweites Corona-Steuerhilfegesetz) vom 29. Juni 2020 (BGBl. I 2020 S. 1512)

⁹ Gesetz zur Nichtanrechnung und Nichtberücksichtigung des Kinderbonus vom 2. März 2009 (BGBl. I S. 416, 417)
同法により、リーマンショック後の2009年に、児童手当受給権者に100ユーロの児童ボーナス(Kinderbonus)が一時金として支給された。